

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	新居浜市

新居浜市鳥獣被害防止計画

<連 絡 先>

担 当 部 署 名 新居浜市経済部農林水産課

所 在 地 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

電 話 番 号 0 8 9 7 - 6 5 - 1 2 6 2

F A X 番 号 0 8 9 7 - 6 5 - 1 3 0 5

メールアドレス nousui@city.niihama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	新居浜市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	678千円、2.93ha
	野菜、果樹、いも類	200千円、0.51ha
ニホンジカ	スギ・ヒノキ	16.00ha

※ニホンザルによる農作物被害相談は多いが、被害数値を把握できていない。

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>中山間地域に限らず里山付近でも農作物被害が拡大しており、生息数の増加、被害地域は拡大傾向にある。耕作放棄地の増加に伴い、生息範囲が市街地近くに拡大していると考えられ、特に4月から10月頃に被害報告が集中している。農作物被害のみならず、市街地への出没例も増えており、過去には人的被害（軽傷）も発生している。</p> <p>○ニホンザル</p> <p>近年中山間地域に限らず里山付近でも野菜・果実の被害が拡大傾向にある。被害時期は3月から10月頃が多いが、冬季も被害があり、大生院、楠崎、船木などの被害の特に多い地域では、1週間から10日前後のサイクルで群れが出没し食害を繰り返す傾向がある。人間を怖がらない個体・群れの情報も寄せられている。イノシシと比較して、防護柵等による対策に費用がかかることから進んでおらず、目撃情報及び農作物被害は年々拡大傾向にある。過去には人的被害（軽傷）も発生している。</p> <p>○ニホンジカ</p> <p>主に別子山地区の山中に生息し、冬場の植木の剥皮被害や野菜の食害が報告されている。大生院、船木地区での捕獲実績もあり、生息地域の拡大が懸念される。</p> <p style="text-align: right;">※別紙1 被害状況図添付</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ被害金額	878千円	600千円
イノシシ被害面積	3.44ha	2.00ha
ニホンジカ被害面積	16.00ha	12.60ha
被害面積の計	19.44ha	14.60ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>【令和4年度】</p> <p>○有害鳥獣捕獲事業（県単） 実施区域 新居浜市一円 総事業費 5,150千円 県費 1,670千円 市費 3,480千円 （事業内容） イノシシ・ニホンザル・ニホンジカに対し、1頭につき10千円の捕獲補助 （捕獲数） イノシシ 308頭 ニホンザル 18頭 ニホンジカ 168頭</p> <p>○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（国補） （事業内容） 有害鳥獣捕獲（イノシシ251頭、ニホンザル6頭、ニホンジカ168頭）にかかる活動経費の補助 （総事業費） 2,667千円</p> <p>【令和5年度】</p> <p>○有害鳥獣捕獲事業（県単） 実施区域 新居浜市一円 総事業費 3,530千円 県費 1,670千円 市費 1,860千円 （事業内容） イノシシ・ニホンザル・ニホンジカに対し、1頭につき10千円の捕獲補助 （捕獲数） イノシシ 120頭 ニホンザル 15頭 ニホンジカ 199頭</p> <p>○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（国補） （事業内容） 有害鳥獣捕獲（イノシシ110頭、ニホンザル12頭、ニホンジカ198頭）にかかる活動経費の補助 （総事業費） 2,169千円</p>	<p>近年、耕作放棄地が増加し野生鳥獣の生息範囲と人間の生活エリアが隣接するようになり、被害地域、個体数が増加していると考えられる。効率的な捕獲を実施するとともに、耕作放棄地を野生鳥獣の住み家とさせないような地域・集落ぐるみの取り組みが必要である。</p> <p>また、猟友会員の高齢化に伴い捕獲担い手の減少が懸念される。高齢零細農家が多い本市においては、農業者自身が自衛のために狩猟免許を取得することは困難な状況であるが、若年層への啓発を進め、県の事業を活用して狩猟免許取得を推進していく必要がある。</p>

	<p>【令和6年度（見込み）】</p> <p>○有害鳥獣捕獲事業（県単） 実施区域 新居浜市一円 総事業費 7,000千円 県費 2,180千円 市費 4,820千円 (事業内容) イノシシ・ニホンザル・ニホンジカに対し、1頭につき10千円の捕獲補助 (捕獲数) イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ 合計700頭</p> <p>○鳥獣被害防止総合対策事業(国補) (事業内容) 有害鳥獣捕獲（イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ合計606頭）にかかる活動経費の補助 (総事業費) 3,883千円</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【令和4年度】</p> <p>○有害鳥獣被害防止対策事業（市単） (1)防護柵等設置 農業者の防護柵設置にかかる資材購入費の1/2を補助（上限5万円） 総事業費 4,189,061円 市補助金 1,564,000円 自己負担 2,625,061円</p> <p>○水稻損害防止事業（農業共済組合） (1)ワイヤーメッシュ柵設置 総事業費328,356円 共済補助 95,000円 自己負担 89,356円 対象面積 35.40a (2)電気柵設置 総事業費290,388円 共済補助105,000円 自己負担 56,388円 対象面積 39.12a (3)ネット柵設置 総事業費 49,071円 共済補助 24,000円 自己負担 25,071円 対象面積 16.80a</p> <p>【令和5年度】</p> <p>○有害鳥獣被害防止対策事業（市単）</p>	<p>個人で防護対策を実施している地域が多く、地域全体での取り組みとなっていない。今後も、防護対策の取り組みが点から面へ広域的に広がるよう、事業の周知を図り効率的かつ計画的に防護柵の設置等を図る必要がある。</p>

	<p>(1)防護柵等設置 農業者の防護柵設置にかかる資材購入費の1/2を補助（上限5万円） 総事業費 3,379,875円 市補助金 1,260,000円 自己負担 2,119,875円</p> <p>○水稻損害防止事業（農業共済組合） (1)ワイヤーメッシュ柵設置 総事業費877,497円 共済補助308,000円 自己負担256,497円 対象面積164.82a (2)電気柵設置 総事業費180,000円 共済補助 35,000円 自己負担 68,000円 対象面積 12.50a (3)ネット柵設置 総事業費158,357円 共済補助 61,000円 自己負担 50,357円 対象面積 54.83a</p> <p>【令和6年度（見込み）】 ○有害鳥獣被害防止対策事業（市単） (1)防護柵等設置 農業者の防護柵設置にかかる資材購入費の1/2を補助(上限3万円) 総事業費 3,600,000円 市補助金 1,547,000円 自己負担 2,053,000円</p> <p>○水稻損害防止事業（農業共済組合）見込 (1)ワイヤーメッシュ柵設置 総事業費915,583円 共済補助324,000円 自己負担361,583円 対象面積152.72a (2)電気柵設置 総事業費487,329円 共済補助189,000円 自己負担131,329円 対象面積 94.56a</p>	
生息環境 管理その 他の取り 組み	イノシシ、ニホンザル等に関する生態、 防御対策、環境対策等を盛り込んだ出前講 座を校区及び自治会単位で開催した。	最新の情報を随時更新し、地 域・集落ぐるみで被害防止対策 に取り組むための更なる普及啓 発を強める必要がある。

(5) 今後の取組方針

対象鳥獣の捕獲は被害防止のための有効な手段の1つであり、狩猟者の確保及び育成を進めていく必要があるが、従来の捕獲中心の対策では被害が防げなくなっている現状がある。そのため、「鳥獣害対策は行政、猟友会が行うもの」という認識を改め、集落全体で取り組む住民参画型の被害対策を進める必要がある。そのため、地域住民に対して有害鳥獣被害対策に係る研修や広報を行い正しい知識の普及に努めるとともに、農地や集落環境を改善して鳥獣害から守れる農地、集落を目指す。

また、防護柵等については、適切な設置や管理方法についての啓発に努め、経済的かつ効果的に防除できるよう専門家の知見も交え集落全体の被害防除を考慮した計画的かつ効果的な対策を講じる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害を受けた住民への聞き取り・被害状況の確認を行い、防護柵等により被害を軽減することが困難であると判断したときには、有害鳥獣の捕獲を実施する。有害鳥獣の捕獲は、新居浜市内三猟友会（新居浜支部、東新支部、別子支部）等の駆除隊に依頼して、駆除隊員がこれにあたる。

ライフル銃の許可については、被害を防止するため、各種防護柵、わな又はライフル銃以外の銃器を使用した捕獲等が行われているにも関わらず被害が継続していることを鑑み、ニホンジカ、イノシシに対しライフル使用を許可する。ただし、ライフル使用は、概ね50m以上の距離でニホンジカ、イノシシを射撃する場合に適正な倍率を用いたスコープ等を装着し、安全を確保したうえで実施することを条件とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7 ～ 9	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">被害報告があった場合に迅速に対応できるよう猟友会との連絡体制を強化。補助事業を活用し、捕獲機材を導入する。狩猟者の確保育成を進める。鳥獣被害対策に関する農業者等への啓発。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の有害鳥獣捕獲実績、被害状況、捕獲圧の維持可能性から総合的に判断し設定する。 イノシシ 第5次愛媛県イノシシ適正管理計画に即し、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に被害状況等を考慮して設定する。

ニホンジカ

第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画に即し、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に被害状況等を考慮して設定する。

ニホンザル

第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画に即し、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に被害状況等を考慮して設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	330	330	330
ニホンザル	30	30	30
ニホンジカ	330	330	330

捕獲等の取組内容

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカの捕獲手段については、わなを主として、銃器はわなのみでの捕獲が困難な場合に使用するものとする。銃器を使用する際は、矢先・周囲の確認をおこない、安全に十分配慮することとする。

捕獲の実施予定時期は、4月1日から3月15日までとし、有害鳥獣捕獲において実施する。捕獲予定場所については、別紙図面のとおりである。

※別紙2 捕獲計画図添付

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

被害を防止するため、各種防護柵、わな又はライフル銃以外の銃器を使用した捕獲等が行われているにも関わらず被害が継続していることを鑑み、ニホンジカ、イノシシに対しライフル使用を許可する。ただし、ライフル使用は、概ね50m以上の距離でニホンジカ、イノシシを射撃する場合に適正な倍率を用いたスコープ等を装着し、安全を確保したうえで実施することを条件とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	電気柵・ワイヤーメッシュ柵 ・防護ネット等 8,000m	電気柵・ワイヤーメッシュ柵 ・防護ネット等 8,000m	電気柵・ワイヤーメッシュ柵 ・防護ネット等 8,000m

※計画位置は別紙3のとおり

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	過去に設置した侵入防止柵の定期的な見回りを実施し、隙間、ゆるみ、漏電、雑草等による電圧低下等を調査し、適切に管理するよう設置者に対して指導する。		

5. 生息環境管理その他被害防止に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7 ～ 9	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	地域（集落単位）において、イノシシやニホンザルについての出前講座（現地研修）、講演会等による普及啓発をすすめ、地域住民の意識改革を促し、鳥獣害を寄せつけない集落環境づくりに向けての体制整備に努める。 また、ニホンザルについては、動物駆逐用煙火を用いた集落単位での追い払い活動を推進する。いずれの取り組みについても、県等を通じて有識者による意見助言を得ながら進める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新居浜警察署生活安全課	被害状況の把握、捕獲時の安全確認
愛媛県猟友会新居浜支部	被害状況の把握、捕獲の実施
愛媛県猟友会東新支部	被害状況の把握、捕獲の実施
愛媛県猟友会別子支部	被害状況の把握、捕獲の実施
マルヨシ食品株式会社*	被害状況の把握、捕獲の実施
愛媛県東予地方局 農林水産振興部森林林業課	被害状況の把握、適切な捕獲指導
新居浜市経済部農林水産課	被害状況の把握、口頭による緊急捕獲許可、各機関の連絡調整

* 認定鳥獣捕獲等事業者、令和2年度から新居浜市鳥獣被害対策協議会に新規加入

(2) 緊急時の連絡体制

関係機関（新居浜警察署生活安全課、東予地方局森林林業課、各猟友会及び新居浜市農林水産課）において緊密に連絡を取り合い、早急な対応を行う。

※別紙4 連絡体制図添付

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカは捕獲者が食肉等として活用するか、焼却処理施設へ搬入又は土中埋設し、適正に処理するものとする。捕獲数の増加が見込まれる場合は、ジビエ等で有効活用する方策のほか、県と協議しながら広域での焼却処理施設、解体処理施設建設も検討する。

ニホンザルについては、焼却処理施設搬入又は土中埋設し、適正に処理するものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	全国の事例を調査したところ、現状では処理加工施設を整備したとしても、安定した経営は難しいと考えられる。引き続き調査・研究を行い、経営上の課題を解決できると考えられる場合は、捕獲した鳥獣の利活用について検討する。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取り組み

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新居浜市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
えひめ未来農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
愛媛県農業共済組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
いしづち森林組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
愛媛県猟友会新居浜支部	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進

愛媛県猟友会東新支部	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
愛媛県猟友会別子支部	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
マルヨシ食品株式会社*	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
愛媛県東予地方局 農林水産振興部森林林業課	適正な捕獲指導
愛媛県東予地方局 農林水産振興部農業振興課	被害防止等の技術指導、鳥獣被害の実態把握、 現地調査
新居浜市経済部農林水産課	鳥獣被害の実態把握及び現地調査を行う。また 事務局を担当し、協議会に関する連絡、調整を 行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
各自治会	鳥獣被害の報告及び地域内の調整

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

侵入防止柵の設置・改善指導や集落における被害防除対策への指導・助言等を行うことを役割とする鳥獣被害対策実施隊を平成25年度に設置した。(現在は、市農林水産課課長と鳥獣対策担当者2名による構成)
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止には、地理的条件や年齢構成等集落ごとの現状に応じて、地域住民の参加による対策が必要であるため、鳥獣害対策に関する知識の向上を図るための意見交換会・講習会等を開催する。 また、捕獲圧維持のため若年層の狩猟者増加に資する取り組みを検討する。
